

第2回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成31年4月26日（金）

2. 招集日時 午後3時30分

3. 招集場所 役場2階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長（10番） 山田 一夫

会長職務代理者（9番） 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司
4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄
7番 苅谷 雅行、 8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広
4番 太田 正、 5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子
7番 工藤 郁子、 8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕
10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：なし

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳

議 長（山田会長）

それではただいまより、第2回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

（ 午後3時45分 開会 ）

議 長 本日の出席農業委員は10名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

また、農地利用最適化推進委員は10名の出席となっております。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、3番 細谷地司委員、4番 内澤初蔵委員のお二方をお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。
本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3項条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 それでは、お手元の議案書の1ページをご覧くださいと思います。農地法第3条の規定によりまして、こちらの3件の申請がございました。こちらの審議をお願いしたいと思います。それぞれの農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

番号1でございますけど、売買による有償移転になります。対価につきましては、資料備考欄の記載のとおりでございます。こちらの現地確認につきましては、太田委員、福田委員をお願いしております。

番号2番、こちらでも売買による有償移転になります。対価の方は、備考欄のとおりでございます。こちらの現地確認につきましては、間賀委員、安田委員をお願いしております。

番号3、こちらにつきましては贈与による無償移転になります。こちらの現地確認は、寺澤委員、苅谷委員をお願いしてございます。

農地法第3条、第2項の各号についての説明でございますが、いずれの案件につきましても、第一号の全部効率利用につきましても農地の効率的利用が見込まれるというふうに見ております。

第2号につきましては、個人間の取引ですので適用とはなりません。

第3号につきましても信託ではないため適用とはなりません。

第4号の常時従事要件につきましては、番号1、番号2につきましては、日数要件をクリアしてございます。番号3につきましては、譲受人の世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事するということでの申請が出されております。

第5号、下限面積につきましては、いずれも権利取得後の面積が30a以上というふうになってございます。

第6号、転貸禁止につきましては、いずれも所有地、譲渡人の所有地でありますので転貸にはあたりません。

第7号の地域調和につきましても、周辺農地との調和に配慮するとの申し出がございしますので、該当しないということで許可要件すべて満たしていると判断してございます。以上です。

議 長 休憩します。

休憩：午後 3時50分

再開：午後 3時57分

議 長 再開します。

議 長 ただいま、説明を申し上げたとおりです。現地調査ですが、番号1については、太田委員と福田委員に、番号2については、間賀委員と安田委員に、番号3については、寺澤委員と荏谷委員に、それぞれ依頼しておりますので報告願います。

太田委員 番号1、位置と周囲の状況ですけど、〇〇〇〇から60mのところであり、周囲の状況は、東側は宅地と田、西側は田と畑、南側は山林、北側は宅地になっております。確認者の意見として、周囲の状況から転用する土地は、位置的に問題がなく農地の被害もないと思われます。よってこの申請は許可相当であると考えます。

間賀委員 番号2について報告いたします。場所は〇〇地区内、町道沿いの〇〇より東側に約300m、〇〇学校から北側へ約200mの所にあり、周囲の状況は東西南北とも田となっています。譲渡人の農地は、全て耕作されており、保有している機械や家族状況、農業経験から見て農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。申請農地のこれまでの栽培品目と譲受人の栽培品目や農地の位置関係など、許可することにより周辺農地の農業上の効率的総合的な利用、地域の調和に支障はないと思われます。よって、この申請は許可相当であると考えます。

寺澤委員 番号3、位置は〇〇地区内。〇〇から100m位、西側の所です。譲渡人の自宅前。周囲の状況は東側・西側が宅地、北側が自宅、南側が〇〇川となっています。譲受人の先代が、譲渡人の先代から分家になった時、宅地と一緒に贈与になっていると思って、代々菜園として利用していた。今般調べた所、未登記であることがわかり、贈与による所有権の移転とした。譲受人は、現在施設に入所中だが〇〇に住む娘さんが管理するとのことで効率的に利用できると思われます。周辺農地の効率的な利用に支障はないかということですが、現在、譲受人は不在で管理不十分の状況だが、〇〇に住む娘さんが通って管理

するということで、周辺への支障はないと思われ、相当と思います。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1についてご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2についてご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3についてご意見ございますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案第2号、2ページをご覧いただきたいと思います。
番号1、1件の申請になります。土地につきましては、登記簿上の地目は畑、現況は樹園地となつてございます。面積は、6,567㎡で、転用目的は植林になります。カラ松を1,300本植林する予定となつてございます。こちらにつきましては、農振農用地区域外ということで昨年農振除外の手続きをしたところでございます。現地確認につきましては、工藤委員と笹山委員にお願いしてございます。以上です。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、工藤委員と笹山委員が、依頼されております。ご報告をお願いします。

工藤委員 番号1。位置と周囲の状況は、〇〇地区の〇〇橋から東へ直線で100m程度の所にあり、北と西側は伐採後の山林でカラ松の苗木が植林されています。東と南側はカラ松林です。意見として、周囲は山林なので植林をしても何の影響もないと思われまふ。よつて、許可相当と判断しました。

議 長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第3号、3ページ目をご覧いただきたいと思います。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてということで、3件の申請がございます。

番号1、土地の地目は畑になります。現況も畑となります。面積は7,497㎡、所有権の移転の申請となります。転用の目的は、鉱工業用地ということでブロイラー施設のばっ気処理施設、死鳥埋却施設等の施設としての建設予定となります。事業計画につきましては、ばっ気処理槽が1槽300㎡、合併処理浄化槽が1槽12㎡、死鳥埋却地が1か所で2,956㎡などの計画となっております。こちらにつきましては、農振農用地区域外となっております。こちら昨年、農振除外の手続きを行ったところでございます。現地確認につきましては、坂本委員、西舘委員にお願いしてございます。

番号2、地目はいずれも畑となります。面積は、311㎡。こちら所有権移転となります。転用の目的については、一般個人住宅の建築ということで宅地での使用となります。転用の理由につきましては、親の自宅の隣地に住宅を建設するという事で、孫の世話をしてもらったり、将来親をみるというような、近くで暮らしていくということが挙げられています。こちら農振農用地区域外への手続きを昨年行いまして、農振農用地区域外となっております。現地確認につきましては、本田委員、荻谷委員にお願いしております。

番号3、こちら地目は畑となります。面積は、1,700㎡。こちらにつきましては、賃貸借となります。転用の目的につきましては、事務所の建設ということで宅地になります。転用の理由につきましては、既存の事務所の地盤沈下に伴い新たな事務所の建築が必要ということで、事務所1棟341.59㎡、駐車場234㎡などとなっております。こちら昨年、農振農用地区域外への手続きを行ったところでございます。現地確認につきましては、太田委員、福田委員にお願いしております。以上です。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1は、坂本委員と西舘委員。番号2は、本田委員と荻谷委員。番号3は、太田委員と福田委員に依頼しておりますので、それぞれご報告願います。

坂本委員 番号1、位置・周囲の状況ですが、〇〇〇〇から南西へ約6.5km、〇〇橋から東へ600m程に位置し、南側は町道を挟み山林、東側・西側・北側も山林となっている。周囲の状況から転用する土地の位置的な問題もなく、転用行

為の妨げとなるものもない。鶏ウイルス等発生時の死鳥、又は廃棄される鶏の埋却地であり、面積は妥当と考えます。ばっ気槽は自然環境でこれが害であり、皆さんご承知のようとう軽米町及び県北地方は、ブロイラーの一大産地化をなしておりまして緊急時の危険管理等、埋却地は必要な施設であると思われます。よって、許可相当であると考えます。

事務局長 申請地の図面が1番と2番が逆ではないか。

事務局 大変申し訳ございません。その通りでございます。図面の番号1を2に、番号2を1に訂正お願いします。

本田委員 4月22日に荏谷委員と事務局2名と現地を確認しました。位置は〇〇地区内の中心部にあり、旧保育所の方に向かって右側にあり、周囲の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南は町道、北側は宅地となっている。長男が住宅を建築する用途の申請です。意見としては、周囲は宅地・道路であり、周辺へ何ら妨げとなるものではありません。よって、この申請は許可相当であると考えます。

太田委員 位置は、〇〇〇〇から南西へ約600m、〇〇学校の南側に位置する農地である。北側は町道、南側と西側は畑と耕作道となっている。意見として、所有者からの同意もあり、農地転用について計画の実現性、位置、計画面積等、周辺農地への影響もなく問題ないと判断しました。よって、この申請は許可相当であると考えます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1についてご異議ございますか。

荏谷委員 死鳥埋却地が3,000㎡とあるが、これは鳥インフルエンザが出たときどの程度埋設できるのか。

事務局 調べて回答いたします。

議 長 それでは番号1についてよろしいですか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号3について。

西館委員 駐車場はだいたい何台くらい止められるのか。

笹山委員 申請の時に図面が出ていますよね。

事務局 駐車場はここに、何台分で、また転向場があって、物置があって、建物がこの位置にという資料は提出していただいております。

笹山委員 そういう資料は、我々が見るわけにはいかないものか。個人情報がというのであれば見るだけでも。高低差があると日陰になるとか、隣地に影響があるかどうかも確認しているかと思いますが、もし可能であれば図面を見たい。

荻谷委員 敷地面積が1,700㎡に対して建物が341㎡で、駐車場が234㎡ですから、合わせても600㎡ないわけですね。残りの1反歩は何になっているのか。図面を見れば、見えてくるのかなと思いますので。必要最低限の面積を転用するべきはずなので。

事務局長 見ていただいたら回収することよろしいですか。

西館委員 宅地に転用する場合、駐車場には何台と入れなければならないはずだ。

事務局 追加資料を何部かをお配りしますので、回して見ていただくことでお願いします。

寺澤委員 周辺の人からの承諾はもらっているのか。後で問題にならないように。

事務局 農振除外の申請の際にももらっています。

議 長 休憩します。

休憩：午後 4時19分

再開：午後 4時34分

議 長 再開します。

議 長 番号3について、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対す

る意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第4号、議案書の6ページ目になります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてということで、番号1と番号2があります。

番号1、地目は田んぼ、4筆になります。面積は合計で7,221㎡。利用目的は田んぼで、期間の設定は6年になっています。10aあたりの賃借料は1万円。備考欄に、年額にしておよそ7万2,210円となります。農地中間管理事業での実施となります。

番号2、地目は畑になります。面積は8,958㎡、利用目的はそのまま畑、期間の設定は6年になります。賃借料は年額8万円、10aあたりの賃借料にして約8,930円になります。こちらも農地中間管理事業となります。以上です。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺いたいと思います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第4号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 日程第7、議案第5号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案第5号、7ページになります。適用外証明交付申請の承認について、1件の提出がございました。

番号1、地目は畑になります。場所は2カ所で離れた部分になりますが、所有者の方はお一人からの申請になります。面積は合計で、2,620㎡、非農地の事由ですが、昭和55年頃から労働力不足のため休耕していたところに、雑木等が生い茂った。農地法等の適用法令に関して不知であったとの理由となっております。現地確認については、坂本委員、西舘委員にお願いしてございます。以上となります。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査については、坂本委員と西舘委員が、依頼されておりますので、ご報告願います。

坂本委員 番号1、第○地割のほうから説明いたします。場所は、県道の○○バス停の

近く、バス停の西側 200m ぐらいに位置し、10m ぐらいの高台のところにあります。40 年近く耕作されておらず、20 年から 30 年ぐらいになると思われる木が生えています。農地以外になってから長年経過しており、農地又は採草放牧地として利用することが著しく困難であり、周囲に影響を及ぼす農地がないことから許可相当であると思われます。反対側にもう一カ所ありますけど、第○地割のほうになります。道路の反対、東側に 100m、同じく 10m ぐらいの高台にあり 40 年近く作付されておりません。農地への道には竹が多く自生しており、農地自体が孤立しており周囲に与える影響もなく、農地には著しく不向きなため許可相当であると思われます。

議 長 たいま今、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第 5 号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、第 2 回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4 時 40 分 閉会)